

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月27日
【四半期会計期間】	第93期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）
【会社名】	株式会社 東北銀行
【英訳名】	THE TOHOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 浅沼 新
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市内丸3番1号
【電話番号】	019(651)6161(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 高橋 淳悦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号 株式会社 東北銀行 東京事務所
【電話番号】	03(3270)2851
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 荒道 修士
【縦覧に供する場所】	株式会社 東北銀行 仙台支店 (宮城県仙台市青葉区国分町一丁目6番18号) 株式会社 東北銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度	平成23年度
		中間連結会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	8,405	8,531	7,876	15,948	17,110
連結経常利益	百万円	857	1,110	859	1,481	2,175
連結中間純利益	百万円	419	674	395	-	-
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	-	-	-	3,534	1,145
連結中間包括利益	百万円	263	1,055	578	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	4,618	2,433
連結純資産額	百万円	24,469	20,185	31,256	19,368	20,916
連結総資産額	百万円	689,931	758,043	789,607	681,987	771,802
1株当たり純資産額	円	240.53	199.54	212.55	191.05	209.42
1株当たり中間純利益金額	円	4.42	7.11	4.16	-	-
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円	-	-	-	37.28	12.08
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	-	-	4.11	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	3.30	2.49	3.81	2.65	2.57
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.97	9.82	12.67	9.69	9.47
営業活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	18,726	6,144	5,767	67,409	12,723
投資活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	19,329	30,137	4,618	31,578	22,897
財務活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	241	238	9,760	478	477
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	百万円	14,390	14,066	13,868	50,587	14,492
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	690 [242]	699 [238]	686 [245]	679 [239]	680 [237]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

3. 「連結総資産額」は、有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返について相殺しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、平成22年度中間連結会計期間、平成23年度中間連結会計期間及び平成23年度は潜在株式がないため、平成22年度は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。

5. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

6. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末少数株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出してしております。

7. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してしております。当行は、国内基準を採用しております。

8. 平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第91期中	第92期中	第93期中	第91期	第92期
決算年月		平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成23年3月	平成24年3月
経常収益	百万円	7,367	7,657	6,882	13,872	14,929
経常利益	百万円	598	1,095	634	1,196	1,924
中間純利益	百万円	316	729	296	-	-
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	-	-	-	3,935	780
資本金	百万円	8,233	8,233	13,233	8,233	8,233
発行済株式総数	千株	普通株式 95,099	普通株式 95,099	普通株式 95,099 第一種優先株式 40,000	普通株式 95,099	普通株式 95,099
純資産額	百万円	22,195	18,065	28,779	17,205	18,581
総資産額	百万円	687,905	756,097	787,380	679,965	769,601
預金残高	百万円	632,571	687,659	714,142	632,637	706,703
貸出金残高	百万円	454,345	476,707	491,040	458,373	495,462
有価証券残高	百万円	142,843	176,622	182,588	156,588	179,047
1株当たり中間純利益金額	円	3.33	7.69	3.12	-	-
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円	-	-	-	41.51	8.23
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	-	-	3.08	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	-	-
1株当たり配当額	円	普通株式 2.50	普通株式 2.50	普通株式 2.50 第一種優先株式 0.01	普通株式 5.00	普通株式 5.00
自己資本比率	%	3.22	2.38	3.65	2.53	2.41
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.32	9.20	12.00	9.06	8.79
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	604 [232]	610 [233]	599 [238]	589 [232]	589 [232]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「総資産額」は、有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返について相殺しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、平成22年9月、平成23年9月及び平成24年3月は潜在株式がないため、平成23年3月は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。

4. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

5. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

6. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

7. 平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の[財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析]は、「第1[企業の概況]1[主要な経営指標等の推移]」及び「第4[経理の状況]1[中間連結財務諸表]」とあわせてご覧ください。なお、以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における岩手県内の経済をみますと、公共事業は災害廃棄物処理、漁港や道路等の復旧工事等を中心に前年を大幅に上回っております。雇用情勢は復旧復興関係者も含めた雇用者数は緩やかに増加しており、改善を続けております。観光においては、「いわてデスティネーションキャンペーン」や「東北六魂祭」の開催効果もあり、世界遺産である平泉を中心に増加の動きが広がってきております。

総じて、岩手県内の経済は、復旧復興関連需要に支えられ、緩やかな回復を続けております。

このような中、当第2四半期連結累計期間における業績の状況は以下のとおりとなっております。

当第2四半期連結会計期間末の連結財政状態については、預金等（譲渡性預金を含む）は、個人預金が前連結会計年度末比24億62百万円減少したものの、法人預金及び公金預金が増加したことから全体では同62億42百万円増加し7,207億62百万円となりました。

貸出金は、同42億79百万円減少し4,886億50百万円となりました。

有価証券は、安定的な収益確保の観点から債券への投資を行い同35億41百万円増加し1,824億40百万円となりました。

また、当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第8条第1項に基づき、平成24年9月28日に株式会社整理回収機構を割当先とする、第三者割当による第一種優先株式の発行を行いました。これにより、資本金は同50億円増加し132億33百万円、資本剰余金は同50億円増加し111億59百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間の経常収益は、前年同期と比較して資金運用収益が減少したことや、与信関連費用の戻入額と償却債権取立益が前年同期実績を下回ったことなどにより、前年同四半期連結累計期間比6億55百万円減少し78億76百万円となりました。

経常費用は、金利の低下による資金調達費用の減少及び有価証券関連損失などの、その他経常費用の減少により同4億3百万円減少し70億17百万円となりました。

以上の結果、経常利益は同2億51百万円減少し8億59百万円、中間純利益は同2億79百万円減少し3億95百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間におけるセグメントごとの業績は以下のとおりとなっております。「銀行業務」の経常収益は前年同四半期連結累計期間比7億75百万円減少し70億73百万円、セグメント利益は同4億74百万円減少し7億23百万円となりました。また、セグメント資産は前中間連結会計期間末比322億35百万円増加し7,887億37百万円、セグメント負債は同205億30百万円増加し7,594億73百万円となりました。「リース業務」の経常収益は前年同四半期連結累計期間比46百万円減少し6億61百万円、セグメント損益は同42百万円増加し34百万円のセグメント利益を計上しました。また、セグメント資産は前中間連結会計期間末比67百万円減少し34億15百万円、セグメント負債は同1億3百万円減少し24億2百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支の合計額（業務粗利益）は、国内業務部門62億5百万円、国際業務部門12百万円であり、合計では62億17百万円となりました。

資金運用収益の主なものは、国内業務部門では貸出金利息46億12百万円、有価証券利息配当金5億58百万円などです。国際業務部門では有価証券利息配当金9百万円などです。また、資金調達費用の主なものは、国内業務部門がほぼ全額を占めており、預金利息2億22百万円、借入金利息1億円などです。

役務取引等収支は、内国為替手数料や投資信託等の預り資産販売に係る手数料を中心として、国内業務部門による収支がほぼ全額を占めており、合計で7億85百万円となりました。

その他業務収支は、国内業務においては国債等債券損益が3億42百万円及び連結子会社の業務に係る収支が2億6百万円であります。また、国際業務においては外国為替売買損益が2百万円であり、合計で5億51百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	4,936	42	4,978
	当第2四半期連結累計期間	4,872	8	4,880
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	5,287	47	4 5,329
	当第2四半期連結累計期間	5,212	9	1 5,220
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	352	5	4 352
	当第2四半期連結累計期間	340	1	1 340
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	725	1	726
	当第2四半期連結累計期間	783	1	785
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,133	3	1,136
	当第2四半期連結累計期間	1,196	2	1,199
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	408	1	410
	当第2四半期連結累計期間	412	1	414
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	243	95	339
	当第2四半期連結累計期間	548	2	551
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	1,171	105	1,277
	当第2四半期連結累計期間	1,034	2	1,036
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	927	9	937
	当第2四半期連結累計期間	485	-	485

- （注）1．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
- 2．資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前第2四半期連結累計期間1百万円、当第2四半期連結累計期間3百万円）を控除しております。
- 3．資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内業務部門11億96百万円、国際業務部門2百万円、合計で11億99百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門4億12百万円、国際業務部門1百万円、合計で4億14百万円となりました。国際業務部門の役務取引等収支は1百万円となっており、国内業務部門の役務取引等収支がほぼ全額を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,133	3	1,136
	当第2四半期連結累計期間	1,196	2	1,199
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	136	-	136
	当第2四半期連結累計期間	132	-	132
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	329	3	332
	当第2四半期連結累計期間	370	2	373
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	103	-	103
	当第2四半期連結累計期間	114	-	114
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	310	-	310
	当第2四半期連結累計期間	318	-	318
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	12	-	12
	当第2四半期連結累計期間	11	-	11
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	76	-	76
	当第2四半期連結累計期間	73	-	73
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	408	1	410
	当第2四半期連結累計期間	412	1	414
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	43	1	44
	当第2四半期連結累計期間	60	1	62

(注) 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第2四半期連結会計期間	684,830	704	685,535
	当第2四半期連結会計期間	711,286	633	711,920
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	306,988	-	306,988
	当第2四半期連結会計期間	340,844	-	340,844
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	370,913	-	370,913
	当第2四半期連結会計期間	368,921	-	368,921
うちその他	前第2四半期連結会計期間	6,928	704	7,632
	当第2四半期連結会計期間	1,521	633	2,154
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	10,082	-	10,082
	当第2四半期連結会計期間	8,842	-	8,842
総合計	前第2四半期連結会計期間	694,913	704	695,617
	当第2四半期連結会計期間	720,129	633	720,762

（注）1．流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2．定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（未残構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	474,345	100.00	488,650	100.00
製造業	47,860	10.09	45,222	9.25
農業、林業	3,619	0.76	3,066	0.63
漁業	388	0.08	480	0.10
鉱業、採石業、砂利採取業	659	0.14	780	0.16
建設業	36,186	7.63	36,187	7.41
電気・ガス・熱供給・水道業	7,085	1.49	7,548	1.54
情報通信業	4,006	0.85	3,371	0.69
運輸業、郵便業	17,505	3.69	20,183	4.13
卸売業、小売業	51,058	10.76	48,952	10.02
金融業、保険業	11,447	2.41	14,406	2.95
不動産業、物品賃貸業	69,430	14.64	71,078	14.55
各種サービス業	59,980	12.65	60,475	12.38
地方公共団体	60,771	12.81	68,685	14.06
その他	104,351	22.00	108,206	22.13
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	474,345	-	488,650	-

「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー増加の要因となる預金の増加や借入金（劣後特約付借入金を除く）の増加が前年同期の増加額をそれぞれ下回ったことにより、前年同四半期連結累計期間との比較ではキャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼしたものの、キャッシュ・フロー減少の要因となるコールローン等の増加が前年同期の実績を下回ったことや貸出金の減少などにより、前年同四半期連結累計期間比3億77百万円支出が減少し57億67百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間と比較し、キャッシュ・フロー増加の要因となる有価証券の売却による収入が減少したものの、金銭の信託の減少による収入が増加したこと及びキャッシュ・フロー減少の要因となる有価証券の取得による支出が減少したことから、同255億19百万円支出が減少し46億18百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、平成24年9月28日に金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第8条第1項に基づき、株式会社整理回収機構を割当先とする、第三者割当による第一種優先株式の発行を行い、100億円の収入を得たことなどにより、97億60百万円の収入となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は前年同四半期連結会計期間末比1億98百万円減少し138億68百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、当行が営業基盤としている岩手県の三陸沿岸部を中心に想定を超える大津波により甚大な被害をもたらしました。当行では「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」という経営理念のもと、中期経営計画で「郷土の成長を育む農耕型の経営を実践する銀行」を目指すべき姿として地域の復興へ向け取り組んでいるところです。このような中、地域への資金供給に万全を期し、国と一体となって復興を成し遂げるため金融機能強化法附則第8条第1項に基づき、株式会社整理回収機構を割当先とする、第三者割当による第一種優先株式の発行を行い、100億円の資金調達を行いました。

当行は東日本大震災からの地域の復興を国と一体となって成し遂げるために策定した経営強化計画の復興支援策を着実に遂行し、より積極的な地域への資金供給を行うと共に、コンサルティング機能の発揮により地域経済の活性化に向け取り組んでまいります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 設備の状況

（新設、改修）

東日本大震災により被災した店舗のうち、仮設店舗にて営業を再開している2店舗の中で、以下については店舗計画が具体的に定まりました。また、残りの1店舗についても被災地の復興の進捗度合いを考慮しながら、現地の復興計画に沿ったかたちで進めてまいります。

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
当行	大船渡支店	岩手県 大船渡市	新築 移転	銀行業務	店舗	245	122	自己資金	平成24年6月	平成25年2月

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	5,651	5,798	147
経費(除く臨時処理分)	4,642	5,088	446
人件費	2,372	2,408	36
物件費	2,027	2,319	292
税金	242	359	117
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,008	709	299
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,008	709	299
一般貸倒引当金繰入額	-	-	-
業務純益	1,008	709	299
うち債券関係損益	163	342	179
臨時損益	89	71	160
株式等関係損益	546	320	226
不良債権処理額	178	10	168
貸出金償却	183	15	168
個別貸倒引当金繰入額	-	-	-
延滞債権等売却損	1	14	15
偶発損失引当金繰入額	3	19	16
貸倒引当金戻入益	543	180	363
償却債権取立益	265	53	212
その他臨時損益	5	25	20
経常利益	1,095	634	461
特別損益	25	79	54
うち固定資産処分損益	3	73	70
税引前中間純利益	1,070	554	516
法人税、住民税及び事業税	5	34	29
法人税等調整額	334	223	111
法人税等合計	340	257	83
中間純利益	729	296	433

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支
2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
6. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
(1) 資金運用利回	1.52	1.40	0.12
(イ) 貸出金利回	2.01	1.88	0.13
(ロ) 有価証券利回	0.65	0.63	0.02
(2) 資金調達原価	1.44	1.47	0.03
(イ) 預金等利回	0.07	0.06	0.01
(ロ) 外部負債利回	1.69	0.84	0.85
(3) 総資金利鞘	-	0.08	0.15

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は含んでおりません。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	11.40	5.97	5.43
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	11.40	5.97	5.43
業務純益ベース	11.40	5.97	5.43
中間純利益ベース	8.25	2.49	5.76

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（未残）	687,659	714,142	26,483
預金（平残）	667,412	706,709	39,297
貸出金（未残）	476,707	491,040	14,333
貸出金（平残）	461,005	485,591	24,586

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
個人	475,566	478,059	2,493
法人	212,093	236,083	23,990
計	687,659	714,142	26,483

（注）譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	85,286	84,481	805
その他ローン残高	6,248	6,459	211
計	91,535	90,941	594

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	357,710	362,965	5,255
総貸出金残高	百万円	476,707	491,040	14,333
中小企業等貸出金比率	/ %	75.03	73.92	1.11
中小企業等貸出先件数	件	39,786	38,995	791
総貸出先件数	件	39,904	39,118	786
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.70	99.68	0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	-	-	-	-
信用状	6	5	4	0
保証	2,506	4,852	2,444	5,122
計	2,512	4,857	2,448	5,123

(注) 有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返について相殺しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成23年9月30日	平成24年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	8,233	13,233
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	6,159	11,159
	利益剰余金	5,423	5,860
	自己株式()	63	63
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	236	237
	その他有価証券の評価差損()(注1)	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	1,271	1,110
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	-	-
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	-	-
	繰延税金資産の控除金額()	-	-
	計 (A)	20,787	31,062
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,220	1,186
	一般貸倒引当金	2,284	950
	負債性資本調達手段等	6,200	6,200
	うち永久劣後債務(注3)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	6,200	6,200
計	9,704	8,337	
うち自己資本への算入額 (B)	9,336	8,337	
控除項目	控除項目(注5) (C)	-	-
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	30,123	39,399
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	277,397	282,310
	オフ・バランス取引等項目	4,815	4,622
	信用リスク・アセットの額 (E)	282,212	286,933
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	24,242	23,897
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,939	1,911
計(E)+(F) (H)	306,455	310,830	
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.82	12.67
(参考)Tier 1比率 = A / H × 100 (%)		6.78	9.99

- (注) 1. 「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例（平成23年9月30日は平成20年金融庁告示第79号、平成24年9月30日は平成24年金融庁告示第56号）」を適用しております。
2. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
3. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成23年9月30日	平成24年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	8,233	13,233
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	6,154	11,154
	その他資本剰余金	4	4
	利益準備金	47	142
	その他利益剰余金	4,527	4,351
	その他	-	-
	自己株式（ ）	63	63
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	236	237
	その他有価証券の評価差損（ ）（注1）	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	-	-
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	-	-
	繰延税金資産の控除金額（ ）	-	-
	計 (A)	18,667	28,585
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）	-	-	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,220	1,186
	一般貸倒引当金	2,110	988
	負債性資本調達手段等	6,200	6,200
	うち永久劣後債務（注3）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注4）	6,200	6,200
計	9,530	8,375	
うち自己資本への算入額 (B)	9,320	8,375	
控除項目	控除項目（注5） (C)	-	-
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	27,987	36,961
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	276,061	280,579
	オフ・バランス取引等項目	4,815	4,622
	信用リスク・アセットの額 (E)	280,876	285,202
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8%） (F)	23,026	22,569
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,842	1,805
計 (E) + (F) (H)	303,903	307,771	
単体自己資本比率（国内基準） = D / H × 100（%）		9.20	12.00
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100（%）		6.14	9.28

- (注) 1. 「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例（平成23年9月30日は平成20年金融庁告示第79号、平成24年9月30日は平成24年金融庁告示第56号）」を適用しております。
2. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
3. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものとあります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成23年9月30日	平成24年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,720	5,779
危険債権	18,078	17,773
要管理債権	715	677
正常債権	456,241	472,846

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
第一種優先株式	300,000,000
計	300,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	95,099,631	同左	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる 株式 (単元株式数1,000株)
第一種 優先株式 (注1)	40,000,000	同左	-	(注2、3、4、5、6) (単元株式数1,000株)
計	135,099,631	同左	-	-

(注1) 第一種優先株式は企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) 第一種優先株式には、当銀行普通株式を対価とする取得請求権が付与される。第一種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当銀行の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当銀行の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当銀行普通株式の数は増加する場合がある。
- (2) 第一種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされた第一種優先株式に係る払込金額の総額を、下記の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間において、下記の通り毎月1回の頻度で修正される。
取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。
取得請求期間において、毎月第3金曜日の翌日以降、取得価額は、当該第3金曜日までの直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額に修正される。
- (3) 上記(2)の取得価額は、81円を下限とする。
- (4) 第一種優先株式には、当銀行が、平成34年9月29日以降、一定の条件を満たす場合に、当銀行の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価として第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる取得条項が付されている。

(注3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項なし。
- (2) 当銀行の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項なし。

(注4) 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 第一種優先配当金

(1) 第一種優先配当金

当銀行は、定款第41条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）又は第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「第一種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して下記2. に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 第一種優先配当年率

平成25年3月31日に終了する事業年度に係る第一種優先配当年率

第一種優先配当年率 = 初年度第一種優先配当金 ÷ 第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度第一種優先配当金」とは、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、第一種優先株式の発行決議日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、払込期日より平成25年3月31日までの実日数である185を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）とする。

平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第一種優先配当年率

第一種優先配当年率 = 預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）
上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）又は8%のうちいずれか低い方（以下「第一種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、第一種優先配当年率は第一種優先株式上限配当率とする。

上記のただし書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、4月1日（同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 第一種優先中間配当金

当銀行は、定款第42条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。

3. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第一種優先配当金相当額

第一種優先株式1株当たりの経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、上記の第一種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

4. 議決権

第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、定時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第一種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。

ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記のただし書において「行使可能株式数」とは、()取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当銀行の発行可能株式総数から、取得請求日における当銀行の発行済株式総数及び取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、()取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得を請求することができる期間

平成25年6月29日から平成49年9月28日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される（以下かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は81円とする（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

イ．第一種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{既発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価（下記八.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- () 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二.に定義する。以下、本()、下記(iv)及び(v)並びに下記八.(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）
調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.又はロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本(iv)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()又は本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記()又は本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()又は(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

- 八. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
- () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- () 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)又は(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)又は(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- () 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.(ii)及び(vi)の場合には0円、上記イ.()ないし(v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合は修正価額)とする。
- 二. 上記イ.()ないし(v)及び上記八.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ. 上記イ.(i)ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。
- (9) 合理的な措置
上記(4)ないし(8)に定める取得価額(下記7.(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- (10) 取得請求受付場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (11) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成34年9月29日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日まで（当日を含む。）の30連続取引日（ただし、終値のない日は除き、開催日が取引日でない場合は、開催日の直前の取引日までの30連続取引日とする。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記5.(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、上記3.(3)に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。

7. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第一種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

8. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当銀行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

9. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10. その他

上記各項目は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注5) 種類株主総会の決議

当銀行は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

(注6) 議決権の有無及びその理由

当銀行は、第一種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当銀行における標準となる株式であるが、第一種優先株式を有する株主は、上記4.に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、第一種優先株式を剰余金の配当や剰余財産の分配について優先的内容を有する代わりに議決権制限株式としたことによるものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成24年9月28日(注)	40,000	135,099	5,000,000	13,233,283	5,000,000	11,154,754

(注) 第一種優先株式発行による増加であります。

第三者割当(第一種優先株式) 発行株式数 40,000千株

発行価格 250円 資本組入額 125円

割当先 株式会社整理回収機構

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	40,000	29.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,965	2.19
東北銀行従業員持株会	岩手県盛岡市内丸3番1号	2,691	1.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,798	1.33
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人) シティバンク銀行株式会社	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	1,451	1.07
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	1,166	0.86
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	1,106	0.81
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	1,072	0.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	948	0.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	935	0.69
計	-	54,132	40.06

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,965	3.15
東北銀行従業員持株会	岩手県盛岡市内丸3番1号	2,691	2.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,798	1.91
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人) シティバンク銀行株式会社	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	1,451	1.54
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	1,166	1.24
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	1,106	1.17
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	1,072	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	948	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	935	0.99
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	925	0.98
計	-	15,057	16.04

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 40,000,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 322,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 93,850,000	93,850	同上
単元未満株式	普通株式 927,631	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	135,099,631	-	-
総株主の議決権	-	93,850	-

(注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が6千株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が6個含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式385株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東北銀行	盛岡市内丸3番1号	322,000	-	322,000	0.33
計		322,000	-	322,000	0.33

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」は発行済普通株式の総数に対する割合であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）の中間財務諸表について、北光監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
現金預け金	6 15,138	6 14,658
コールローン及び買入手形	64,400	83,200
商品有価証券	16	17
有価証券	6, 12 178,898	6, 12 182,440
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 492,930	1, 2, 3, 4, 5, 7 488,650
外国為替	836	756
その他資産	6 6,940	6 6,273
有形固定資産	8, 9 10,130	8, 9 8,932
無形固定資産	381	2,240
繰延税金資産	4,170	3,850
支払承諾見返	4,911	5,123
貸倒引当金	6,952	6,535
資産の部合計	771,802	789,607
負債の部		
預金	6 704,380	6 711,920
譲渡性預金	10,140	8,842
借入金	6, 10 23,178	6, 10 24,160
社債	11 1,200	11 1,200
その他負債	3,484	3,582
退職給付引当金	2,226	2,196
睡眠預金払戻損失引当金	11	7
偶発損失引当金	306	286
ポイント引当金	18	18
利息返還損失引当金	17	3
再評価に係る繰延税金負債	8 1,010	8 1,009
支払承諾	4,911	5,123
負債の部合計	750,885	758,351
純資産の部		
資本金	8,233	13,233
資本剰余金	6,159	11,159
利益剰余金	5,700	5,860
自己株式	63	63
株主資本合計	20,029	30,189
その他有価証券評価差額金	1,809	1,671
土地再評価差額金	8 1,629	8 1,628
その他の包括利益累計額合計	180	43
少数株主持分	1,067	1,110
純資産の部合計	20,916	31,256
負債及び純資産の部合計	771,802	789,607

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
経常収益	8,531	7,876
資金運用収益	5,329	5,220
(うち貸出金利息)	4,697	4,612
(うち有価証券利息配当金)	604	567
役務取引等収益	1,136	1,199
その他業務収益	1,277	1,036
その他経常収益	¹ 787	¹ 419
経常費用	7,420	7,017
資金調達費用	352	343
(うち預金利息)	234	222
役務取引等費用	410	414
その他業務費用	937	485
営業経費	4,925	5,371
その他経常費用	² 793	² 402
経常利益	1,110	859
特別利益	5	-
固定資産処分益	5	-
特別損失	31	79
固定資産処分損	8	73
減損損失	10	5
災害による損失	12	1
税金等調整前中間純利益	1,084	779
法人税、住民税及び事業税	32	96
法人税等調整額	364	242
法人税等合計	396	339
少数株主損益調整前中間純利益	688	440
少数株主利益	13	44
中間純利益	674	395

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	688	440
その他の包括利益	366	138
その他有価証券評価差額金	366	138
中間包括利益	1,055	578
親会社株主に係る中間包括利益	1,041	533
少数株主に係る中間包括利益	13	44

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	8,233	8,233
当中間期変動額		
新株の発行	-	5,000
当中間期変動額合計	-	5,000
当中間期末残高	8,233	13,233
資本剰余金		
当期首残高	6,159	6,159
当中間期変動額		
新株の発行	-	5,000
当中間期変動額合計	-	5,000
当中間期末残高	6,159	11,159
利益剰余金		
当期首残高	4,984	5,700
当中間期変動額		
剰余金の配当	236	236
中間純利益	674	395
土地再評価差額金の取崩	1	1
当中間期変動額合計	438	160
当中間期末残高	5,423	5,860
自己株式		
当期首残高	62	63
当中間期変動額		
自己株式の取得	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	63	63
株主資本合計		
当期首残高	19,314	20,029
当中間期変動額		
新株の発行	-	10,000
剰余金の配当	236	236
中間純利益	674	395
自己株式の取得	0	0
土地再評価差額金の取崩	1	1
当中間期変動額合計	438	10,159
当中間期末残高	19,752	30,189

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,733	1,809
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	367	138
当中間期変動額合計	367	138
当中間期末残高	2,366	1,671
土地再評価差額金		
当期首残高	1,528	1,629
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1	1
当中間期変動額合計	1	1
当中間期末残高	1,527	1,628
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,205	180
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	365	136
当中間期変動額合計	365	136
当中間期末残高	839	43
少数株主持分		
当期首残高	1,259	1,067
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	12	43
当中間期変動額合計	12	43
当中間期末残高	1,271	1,110
純資産合計		
当期首残高	19,368	20,916
当中間期変動額		
新株の発行	-	10,000
剰余金の配当	236	236
中間純利益	674	395
自己株式の取得	0	0
土地再評価差額金の取崩	1	1
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	377	179
当中間期変動額合計	816	10,339
当中間期末残高	20,185	31,256

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,084	779
減価償却費	384	438
減損損失	10	5
貸倒引当金の増減()	1,530	416
退職給付引当金の増減額(は減少)	41	29
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	3	3
偶発損失引当金の増減額(は減少)	3	19
災害損失引当金の増減額(は減少)	42	-
ポイント引当金の増減額(は減少)	3	0
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	27	13
資金運用収益	5,329	5,220
資金調達費用	352	343
有価証券関係損益()	419	31
金銭の信託の運用損益(は運用益)	6	11
固定資産処分損益(は益)	3	73
貸出金の純増()減	18,469	4,279
預金の純増減()	55,138	7,539
譲渡性預金の純増減()	3,448	1,297
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	17,774	982
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	100	144
コールローン等の純増()減	57,200	18,800
外国為替(資産)の純増()減	78	79
外国為替(負債)の純増減()	7	-
資金運用による収入	5,320	5,247
資金調達による支出	411	467
その他	215	922
小計	5,782	5,702
法人税等の支払額	362	64
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,144	5,767

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	83,435	33,365
有価証券の売却による収入	66,592	28,270
有価証券の償還による収入	2,426	1,691
金銭の信託の増加による支出	15,000	15,000
金銭の信託の減少による収入	-	15,000
有形固定資産の取得による支出	687	260
無形固定資産の取得による支出	35	953
有形固定資産の除却による支出	2	2
有形固定資産の売却による収入	5	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	30,137	4,618
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	-	10,000
配当金の支払額	236	236
少数株主への配当金の支払額	1	1
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	238	9,760
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	1
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	36,521	624
現金及び現金同等物の期首残高	50,587	14,492
現金及び現金同等物の中間期末残高	14,066	13,868

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 連結子会社 5社 会社名 東北ビジネスサービス株式会社 東北保証サービス株式会社 株式会社東北ジェーシーピーカード とうぎん総合リース株式会社 東北銀ソフトウェアサービス株式会社
(2) 非連結子会社 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。
(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。
(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。
(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

3. 連結子会社の間接決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
連結子会社の間接決算日は次のとおりであります。 9月末日 5社

4. 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

当中間連結会計期間
(自 平成24年 4月 1日
至 平成24年 9月30日)

(4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 9年～30年

その他 3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当行及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響額は、軽微であります。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,153百万円（前連結会計年度末は5,284百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

連結子会社については、該当ありません。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)</p>
<p>(8) 偶発損失引当金の計上基準 当行の偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。 連結子会社については、該当ありません。</p>
<p>(9) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。</p>
<p>(10) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。</p>
<p>(11) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社については、該当ありません。</p>
<p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスクヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、デリバティブ取引のうちヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社については、該当ありません。</p>
<p>(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(14) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
破綻先債権額	743百万円	713百万円
延滞債権額	24,708百万円	23,358百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	289百万円	261百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
貸出条件緩和債権額	426百万円	484百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
合計額	26,167百万円	24,817百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	4,887百万円	4,381百万円

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	41,351百万円	30,054百万円
現金預け金	6百万円	6百万円
計	41,357百万円	30,060百万円
担保資産に対応する債務		
預金	5,021百万円	3,777百万円
借入金	18,000百万円	19,000百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
有価証券	22,267百万円	16,914百万円

また、その他資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
保証金	43百万円	43百万円
敷金	17百万円	17百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
融資未実行残高	180,555百万円	182,088百万円
うち契約残存期間が 1年以内のもの	175,239百万円	176,774百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	2,813百万円	2,813百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
減価償却累計額	10,523百万円	10,476百万円

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付借入金	5,000百万円	5,000百万円

11. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付社債	1,200百万円	1,200百万円

12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	393百万円	310百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
貸倒引当金戻入益	427百万円	貸倒引当金戻入益 261百万円
償却債権取立益	265百万円	償却債権取立益 53百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
株式等償却	265百万円	株式等償却 293百万円
株式等売却損	288百万円	
貸出金償却	183百万円	

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	95,099	-	-	95,099	
合計	95,099	-	-	95,099	
自己株式					
普通株式	315	1	-	316	(注)
合計	315	1	-	316	

(注) 当中間連結会計期間増加株式数1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	236	2.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	236	利益剰余金	2.5	平成23年9月30日	平成23年12月9日

当中間連結会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	95,099	-	-	95,099	
第一種優先株式	-	40,000	-	40,000	(注)1
合計	95,099	40,000	-	135,099	
自己株式					
普通株式	318	3	-	322	(注)2
合計	318	3	-	322	

(注)1 発行済株式における第一種優先株式の当中間連結会計期間増加株式数40,000千株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式における普通株式の当中間連結会計期間増加株式数3千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月21日 定時株主総会	普通株式	236	2.5	平成24年3月31日	平成24年6月22日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年11月12日 取締役会	普通株式	236	利益剰余金	2.5	平成24年9月30日	平成24年12月10日
	第一種優先 株式	0	利益剰余金	0.01	平成24年9月30日	平成24年12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
現金預け金勘定	14,512百万円	14,658百万円
定期預け金	-百万円	-百万円
その他の預け金	445百万円	790百万円
現金及び現金同等物	14,066百万円	13,868百万円

(リース取引関係)

(貸手側)

1. リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
リース料債権部分	2,125	2,083
見積残存価額部分	70	65
受取利息相当額	189	177
リース投資資産	2,006	1,972

2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
リース債権	-	-	-	-	-	-	-
リース投資資産に係る リース料債権部分	707	528	409	282	134	63	2,125

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
リース債権	-	-	-	-	-	-	-
リース投資資産に係る リース料債権部分	672	534	419	284	112	60	2,083

(借手側)

該当事項なし

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	15,138	15,138	-
(2) コールローン及び買入手形	64,400	64,400	-
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	16	16	-
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	25,738	26,164	425
その他有価証券	152,317	152,317	-
(5) 貸出金 貸倒引当金(*1)	492,930 5,192		
	487,738	491,466	3,727
(6) 外国為替	836	836	-
資産計	746,185	750,338	4,153
(1) 預金	704,380	704,547	167
(2) 譲渡性預金	10,140	10,139	0
(3) 借入金	23,178	22,908	269
(4) 社債	1,200	1,161	38
負債計	738,898	738,757	140
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(0)	(0)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	14,658	14,658	-
(2) コールローン及び買入手形	83,200	83,200	-
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	17	17	-
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	26,685	27,596	910
その他有価証券	154,885	154,885	-
(5) 貸出金 貸倒引当金（*1）	488,650 5,796		
	482,854	487,770	4,916
(6) 外国為替	756	756	-
資産計	763,058	768,885	5,826
(1) 預金	711,920	712,078	158
(2) 譲渡性預金	8,842	8,824	17
(3) 借入金	24,160	23,727	433
(4) 社債	1,200	1,183	16
負債計	746,123	745,813	309
デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(0)	(0)	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金預け金

預け金は満期のない預け金のみであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（3）商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

（4）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は当行が合理的と判断した情報ベンダー及び取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、保全、期間に基づき、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間（連結会計年度）においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とした場合に比べ、前連結会計年度は、「有価証券」は124百万円増加、「繰延税金資産」は44百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は80百万円増加しており、当中間連結会計期間は、「有価証券」は101百万円増加、「繰延税金資産」は35百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は65百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びゼロフロアオプション価値等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しております。主な価格決定変数は、国債の利回り及びスワップションのボラティリティであります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

（5）貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、固定金利によるものは元利金の合計額を、変動金利によるものは金利更改日までの元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用される金利スワップの特例処理は、ヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めております。

（6）外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

（1）預金及び（2）譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

（3）借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（4）社債

当行の発行する社債の時価は、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の発行において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（4）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （平成24年3月31日）	当中間連結会計期間 （平成24年9月30日）
非上場株式（*1）	797	798
組合出資金（*2）	45	70
合計	842	868

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金は投資事業有限責任組合への出資金であり、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

「子会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	10,590	10,714	123
	地方債	5,693	5,748	54
	社債	8,619	8,875	256
	その他	-	-	-
	小計	24,903	25,338	434
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	335	328	6
	その他	500	497	2
	小計	835	825	9
合計		25,738	26,164	425

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えるもの	国債	10,590	10,927	336
	地方債	5,632	5,801	168
	社債	8,598	9,015	417
	その他	-	-	-
	小計	24,821	25,744	922
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	1,093	1,092	1
	社債	270	264	5
	その他	500	494	5
	小計	1,863	1,851	11
合計		26,685	27,596	910

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	600	447	153
	債券	123,423	122,577	846
	国債	88,739	88,280	458
	地方債	2,130	2,104	25
	社債	32,553	32,191	362
	その他	1,525	1,500	25
	小計	125,549	124,524	1,025
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,846	3,784	938
	債券	18,504	18,904	399
	国債	3,012	3,012	0
	地方債	3,053	3,065	11
	社債	12,438	12,826	388
	その他	5,416	7,886	2,469
	小計	26,767	30,575	3,807
合計		152,317	155,099	2,782

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	520	401	118
	債券	129,990	128,779	1,210
	国債	92,872	92,229	642
	地方債	4,217	4,116	100
	社債	32,900	32,432	467
	その他	1,533	1,500	33
	小計	132,044	130,681	1,363
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,349	3,258	908
	債券	14,154	14,453	298
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	14,154	14,453	298
	その他	6,337	9,059	2,722
小計	22,841	26,771	3,930	
合計		154,885	157,452	2,566

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、47百万円（株式）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、293百万円（株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当中間連結会計期間（前連結会計年度）末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合は全て、また、30%以上50%未満の下落率の場合で過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項なし

（その他有価証券評価差額金）

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

	金額（百万円）
評価差額	2,782
その他有価証券	2,782
その他の金銭の信託	-
（+）繰延税金資産	972
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	1,809
（）少数株主持分相当額	0
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	1,809

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

	金額（百万円）
評価差額	2,566
その他有価証券	2,566
その他の金銭の信託	-
（+）繰延税金資産	895
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	1,671
（）少数株主持分相当額	0
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	1,671

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項なし

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約	8	-	0	0
	売建	-	-	-	-
	買建	8	-	0	0
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
合計				0	0

(注) 1. 上記の取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算出しております。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物	-	-	-
	売建	-	-	-
	買建	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
	売建	-	-	-
	買建	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	11	0	0
	売建	-	-	-
	買建	11	0	0
	通貨オプション	-	-	-
	売建	-	-	-
	買建	-	-	-
	その他	-	-	-
	売建	-	-	-
買建	-	-	-	
合計			0	0

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

割引現在価値等により算出しております。

（3）株式関連取引
該当事項なし

（4）債券関連取引
該当事項なし

（5）商品関連取引
該当事項なし

（6）クレジットデリバティブ取引
該当事項なし

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	-	-	-	-	-
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	8,559	3,647	(注) 3
合計					

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定してしております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金の時価に含めて記載してあります。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	-	-	-	-
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	8,009	(注) 3
合計				

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定してあります。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金の時価に含めて記載してあります。

(2) 通貨関連取引

該当事項なし

(3) 株式関連取引

該当事項なし

(4) 債券関連取引

該当事項なし

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高経営意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業を中心にリース業などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業務」及び「リース業務」を報告セグメントとしております。

「銀行業務」は、銀行業、銀行事務代行業及び信用保証業を中心とした銀行業を行っております。「リース業務」は、リース業を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益であります。

報告されているセグメント間の取引方法は、一般的な取引と同様な条件で行っております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常 収益	7,572	666	8,238	292	8,531	-	8,531
セグメント間の内部経常 収益	275	40	316	255	572	572	-
計	7,848	707	8,555	548	9,103	572	8,531
セグメント利益 又はセグメント損失()	1,197	8	1,189	78	1,267	157	1,110
セグメント資産	756,502	3,482	759,984	2,644	762,629	4,585	758,043
セグメント負債	738,943	2,505	741,448	1,641	743,089	5,231	737,858
その他の項目							
減価償却費	351	29	381	4	385	1	384
資金運用収益	5,301	0	5,302	57	5,360	30	5,329
資金調達費用	351	20	372	7	380	27	352
特別利益	5	-	5	-	5	-	5
特別損失	31	-	31	0	31	-	31
税金費用	371	18	353	54	407	11	396
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	721	15	737	0	738	14	723

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ソフトウェアの開発及び販売業であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 157百万円、セグメント資産の調整額 4,585百万円及びセグメント負債の調整額 5,231百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益又はセグメント損失()は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常 収益	6,945	634	7,579	296	7,876	-	7,876
セグメント間の内部経常 収益	127	27	155	269	425	425	-
計	7,073	661	7,735	566	8,301	425	7,876
セグメント利益 又はセグメント損失（ ）	723	34	758	123	881	22	859
セグメント資産	788,737	3,415	792,152	2,788	794,940	5,332	789,607
セグメント負債	759,473	2,402	761,875	1,659	763,535	5,183	758,351
その他の項目							
減価償却費	416	22	438	4	442	4	438
資金運用収益	5,201	0	5,202	45	5,248	27	5,220
資金調達費用	344	18	362	6	368	24	343
特別利益	-	-	-	-	-	-	-
特別損失	79	-	79	-	79	-	79
税金費用	280	13	293	52	346	6	339
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	1,257	11	1,268	1	1,270	21	1,248

（注）1．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ソフトウェアの開発及び販売業であります。

3．「調整額」は、次のとおりであります。

（1）セグメント利益又はセグメント損失（ ）の調整額 22百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（2）セグメント資産の調整額 5,332百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（3）セグメント負債の調整額 5,183百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（4）減価償却費の調整額 4百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（5）資金運用収益の調整額 27百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（6）資金調達費用の調整額 24百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（7）税金費用の調整額 6百万円は、すべてセグメント間取引消去に係る法人税等調整額であります。

（8）有形固定資産及び無形固定資産の増加額 21百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

4．セグメント利益又はセグメント損失（ ）は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	4,697	1,146	2,687	8,531

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	4,612	922	2,341	7,876

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

銀行業務セグメントにおいて固定資産の減損損失が発生しておりますが、金額が僅少のため記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

銀行業務セグメントにおいて固定資産の減損損失が発生しておりますが、金額が僅少のため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項なし

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項なし

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	円	209.42	212.55

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	20,916	31,256
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1,067	11,110
うち優先株式払込金額	百万円	-	10,000
うち優先(中間)配当額	百万円	-	0
うち少数株主持分	百万円	1,067	1,110
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	19,849	20,145
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	94,780	94,777

2 . 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	7.11	4.16
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	674	395
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	0
うち優先中間配当額	百万円	-	0
普通株式に係る中間純利益	百万円	674	394
普通株式の期中平均株式数	千株	94,783	94,779
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	-	4.11
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	0
うち優先中間配当額	百万円	-	0
普通株式増加数	千株	-	1,377
うち優先株式	千株	-	1,377
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(注) なお、前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項なし

2【その他】

該当事項なし

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
現金預け金	7 15,119	7 14,657
コールローン	64,400	83,200
商品有価証券	16	17
有価証券	1, 7, 13 179,047	1, 7, 13 182,588
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 495,462	2, 3, 4, 5, 6, 8 491,040
外国為替	836	756
その他資産	1,745	1,225
その他の資産	7 1,745	7 1,225
有形固定資産	9, 10 9,970	9, 10 8,755
無形固定資産	314	2,230
繰延税金資産	4,147	3,846
支払承諾見返	4,911	5,123
貸倒引当金	6,370	6,063
資産の部合計	769,601	787,380
負債の部		
預金	7 706,703	7 714,142
譲渡性預金	10,140	8,842
借入金	7, 11 23,160	7, 11 24,160
社債	12 1,200	12 1,200
その他負債	1,349	1,631
未払法人税等	24	64
資産除去債務	35	38
その他の負債	1,289	1,528
退職給付引当金	2,226	2,196
睡眠預金払戻損失引当金	11	7
偶発損失引当金	306	286
再評価に係る繰延税金負債	9 1,010	9 1,009
支払承諾	4,911	5,123
負債の部合計	751,019	758,601
純資産の部		
資本金	8,233	13,233
資本剰余金	6,159	11,159
資本準備金	6,154	11,154
その他資本剰余金	4	4
利益剰余金	4,432	4,493
利益準備金	94	142
その他利益剰余金	4,337	4,351
繰越利益剰余金	4,337	4,351
自己株式	63	63
株主資本合計	18,761	28,822
その他有価証券評価差額金	1,809	1,671
土地再評価差額金	9 1,629	9 1,628
評価・換算差額等合計	180	43
純資産の部合計	18,581	28,779
負債及び純資産の部合計	769,601	787,380

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
経常収益	7,657	6,882
資金運用収益	5,300	5,200
(うち貸出金利息)	4,667	4,591
(うち有価証券利息配当金)	604	568
役務取引等収益	941	1,001
その他業務収益	538	350
その他経常収益	¹ 877	¹ 328
経常費用	6,561	6,247
資金調達費用	351	344
(うち預金利息)	235	222
役務取引等費用	408	408
その他業務費用	370	5
営業経費	² 4,642	² 5,088
その他経常費用	³ 788	³ 400
経常利益	1,095	634
特別利益	5	-
特別損失	31	79
税引前中間純利益	1,070	554
法人税、住民税及び事業税	5	34
法人税等調整額	334	223
法人税等合計	340	257
中間純利益	729	296

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	8,233	8,233
当中間期変動額		
新株の発行	-	5,000
当中間期変動額合計	-	5,000
当中間期末残高	8,233	13,233
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	6,154	6,154
当中間期変動額		
新株の発行	-	5,000
当中間期変動額合計	-	5,000
当中間期末残高	6,154	11,154
その他資本剰余金		
当期首残高	4	4
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	4	4
資本剰余金合計		
当期首残高	6,159	6,159
当中間期変動額		
新株の発行	-	5,000
当中間期変動額合計	-	5,000
当中間期末残高	6,159	11,159
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	2,078	94
当中間期変動額		
剰余金の配当	47	47
利益準備金の取崩	2,078	-
当中間期変動額合計	2,031	47
当中間期末残高	47	142
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	4,862	-
当中間期変動額		
別途積立金の取崩	4,862	-
当中間期変動額合計	4,862	-
当中間期末残高	-	-

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,860	4,337
当中間期変動額		
剰余金の配当	284	284
中間純利益	729	296
利益準備金の取崩	2,078	-
別途積立金の取崩	4,862	-
土地再評価差額金の取崩	1	1
当中間期変動額合計	7,388	14
当中間期末残高	4,527	4,351
利益剰余金合計		
当期首残高	4,080	4,432
当中間期変動額		
剰余金の配当	236	236
中間純利益	729	296
利益準備金の取崩	-	-
別途積立金の取崩	-	-
土地再評価差額金の取崩	1	1
当中間期変動額合計	493	61
当中間期末残高	4,574	4,493
自己株式		
当期首残高	62	63
当中間期変動額		
自己株式の取得	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	63	63
株主資本合計		
当期首残高	18,410	18,761
当中間期変動額		
新株の発行	-	10,000
剰余金の配当	236	236
中間純利益	729	296
自己株式の取得	0	0
利益準備金の取崩	-	-
別途積立金の取崩	-	-
土地再評価差額金の取崩	1	1
当中間期変動額合計	493	10,061
当中間期末残高	18,904	28,822

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,733	1,809
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	367	138
当中間期変動額合計	367	138
当中間期末残高	2,366	1,671
土地再評価差額金		
当期首残高	1,528	1,629
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1	1
当中間期変動額合計	1	1
当中間期末残高	1,527	1,628
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,205	180
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	365	136
当中間期変動額合計	365	136
当中間期末残高	839	43
純資産合計		
当期首残高	17,205	18,581
当中間期変動額		
新株の発行	-	10,000
剰余金の配当	236	236
中間純利益	729	296
自己株式の取得	0	0
利益準備金の取崩	-	-
別途積立金の取崩	-	-
土地再評価差額金の取崩	1	1
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	365	136
当中間期変動額合計	859	10,197
当中間期末残高	18,065	28,779

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 9年～30年 その他 3年～20年 （会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更） 当行は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。
	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,153百万円（前事業年度末は5,284百万円）であります。

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(3) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p> <p>(4) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。</p>
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	<p>為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、デリバティブ取引のうちヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
株式	160百万円	160百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
破綻先債権額	693百万円	652百万円
延滞債権額	24,036百万円	22,791百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	230百万円	193百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
貸出条件緩和債権額	426百万円	484百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
合計額	25,387百万円	24,121百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
	4,887百万円	4,381百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	41,351百万円	30,054百万円
現金預け金	6百万円	6百万円
計	41,357百万円	30,060百万円
担保資産に対応する債務		
預金	5,021百万円	3,777百万円
借入金	18,000百万円	19,000百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
有価証券	22,267百万円	16,914百万円

また、その他の資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
保証金	42百万円	43百万円
敷金	13百万円	13百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
融資未実行残高	171,448百万円	173,243百万円
うち契約残存期間が 1年以内のもの	166,132百万円	167,898百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
	2,813百万円	2,813百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
減価償却累計額	9,399百万円	9,495百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりま
す。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付借入金	5,000百万円	5,000百万円

12. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付社債	1,200百万円	1,200百万円

13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
	393百万円	310百万円

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
貸倒引当金戻入益	543百万円	貸倒引当金戻入益 180百万円
償却債権取立益	265百万円	償却債権取立益 53百万円

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
有形固定資産	255百万円	250百万円
無形固定資産	93百万円	162百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
株式等売却損	288百万円	株式等償却 293百万円
株式等償却	265百万円	
貸出金償却	183百万円	

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期 首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	315	1	-	316	(注)
合計	315	1	-	316	

(注)当中間会計期間増加株式数1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期 首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	318	3	-	322	(注)
合計	318	3	-	322	

(注)当中間会計期間増加株式数3千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

- 1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
前事業年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	40	37	-	2
合計	40	37	-	2

当中間会計期間(平成24年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	20	20	-	-
合計	20	20	-	-

- 2.未経過リース料期末残高相当額等

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	2	-
1年超	-	-
合計	2	-
リース資産減損勘定の残高	-	-

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
支払リース料	7	2
リース資産減損勘定の取崩額	-	-
減価償却費相当額	6	2
支払利息相当額	0	0
減損損失	-	-

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(平成24年 3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当中間会計期間(平成24年 9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
子会社株式	160	160
合計	160	160

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式」には含めておりません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益金額	円	7.69	3.12
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	729	296
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	0
うち優先中間配当額	百万円	-	0
普通株式に係る中間純利益	百万円	729	296
普通株式の期中平均株式数	千株	94,783	94,779
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	円	-	3.08
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	0
うち優先中間配当額	百万円	-	0
普通株式増加数	千株	-	1,377
うち優先株式	千株	-	1,377
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(注) なお、前中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項なし

4 【その他】

中間配当

平成24年11月12日開催の取締役会において、第93期の中間配当につき次のとおり決議しました。

普通株式に係る中間配当金額 236百万円
 第一種優先株式に係る中間配当金額 0百万円
 普通株式に係る 1 株当たりの中間配当金 2円50銭
 第一種優先株式に係る 1 株当たりの中間配当金 0円01銭
 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成24年12月10日

(注) 平成24年 9 月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第 5 項に定める剰余金の配当を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月19日

株式会社東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 下田 栄行 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 多田 秋雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- * 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月19日

株式会社東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 下田 栄行 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 多田 秋雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第93期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

* 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。